

平成 28 年 5 月 27 日
教育委員会 5 月定例会
報告事項 (1)
教育総務部教育政策担当

「横須賀市学校選択制検証会議」報告書

平成 28 年 5 月

横須賀市学校選択制検証会議

目 次

1	はじめに	
	(1) 学校選択制導入の経緯	P 1
	(2) 学校選択制の内容	P 1
2	学校選択制の検証について	
	(1) 検証目的	P 2
	(2) 検証方法	P 2
3	観点別の検証について	
	(1) 目的の達成状況【観点①】	P 3
	(2) 学校選択制の課題【観点②】	P 6
4	小中一貫教育について	P 9
5	今後のあり方の方向性	
	(1) 結論	P 10
	(2) 学校選択制を廃止した場合の留意点	P 11
	(3) 解決方法	P 11
6	おわりに	P 13
7	参考	
	学校選択制検証会議の開催日・議題	P 14

1 はじめに

(1) 学校選択制導入の経緯

学校教育法施行令により、就学児童・生徒の住民登録上の住所により就学すべき学校の指定をしています。

しかしながら、平成9年に文部科学省から『通学区域制度の弾力的運用について（通知）』が発出され、市町村教育委員会に対して、教育上の影響等に留意しつつ、通学区域制度の弾力的運用に努めるよう求められました。

そこで、市教育委員会では、平成13～14年度に学校選択自由化についての検討を行い、「保護者や児童の学校への関心や理解を高めること」や「学校の活性化や特色ある学校づくり」のため、平成14年度に、「中央ブロック」で学校選択制を試行することを決定しました。

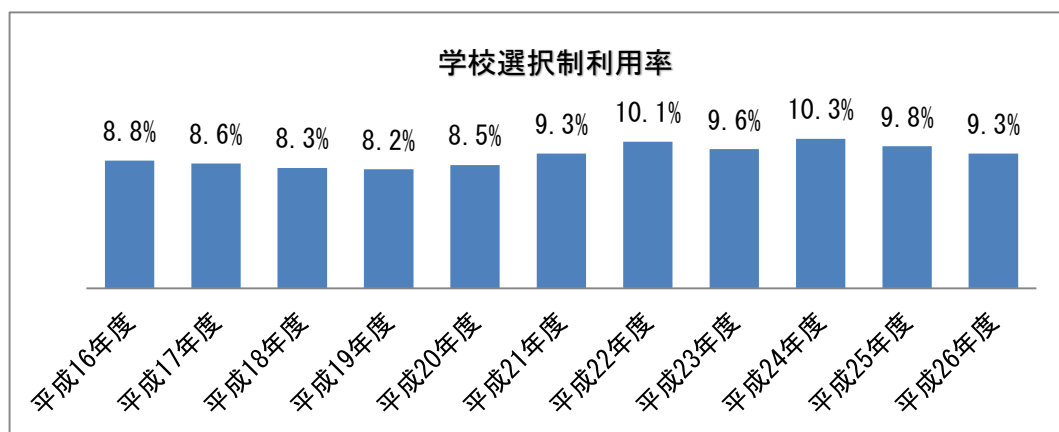
その後、平成15年度に「中央ブロック」と「衣笠ブロック」で試行した後、平成16年度から市内全ブロックで学校選択制を開始しました。

(2) 学校選択制の内容

本市では、市内を6つのブロックに分け、指定の中学校と同じブロックの中から選択できる「ブロック選択制」と、ブロック外でも指定の中学校に隣接している中学校から選択できる「隣接区域選択制」を併用しています。

学校を選択できる機会は中学校へ就学するときのみで、対象者は、小学校6年生です。

各中学校には、最大40名を上限とした受入枠を設けていますが、学校施設に余裕が無い浦賀中学校は平成17年度から、常葉中学校は平成18年度から受入枠を0としています。なお、希望者が受入枠を超えた場合は、公開抽選で入学者を決定します。



2 学校選択制の検証について

(1) 検証目的

学校選択制を利用する方が、毎年、約9%前後という一定の割合で推移してきたことや、これまで実施してきた「児童・生徒・保護者アンケート」の結果で、「学校選択制はあった方がよい」と回答した方が毎年、半数以上であることから、学校選択制は、保護者や児童に支持されていると捉えています。

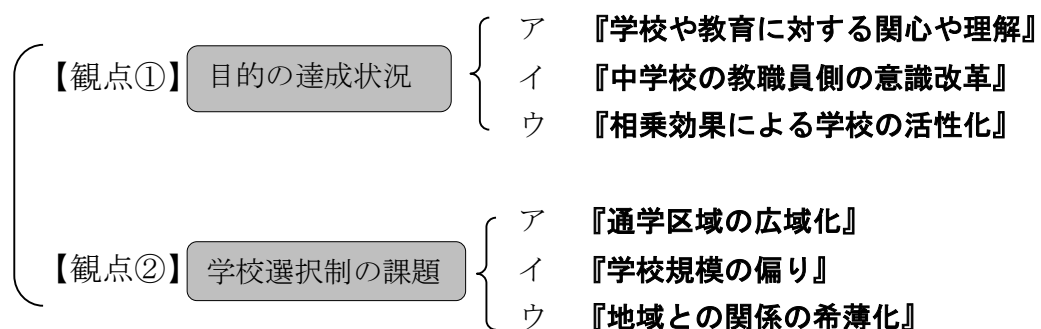
しかしながら、通学区域が広がることによる安全確保や災害時の対応、学校規模の偏りや地域との関係の希薄化などに課題があるという指摘や平成28年度から本市で実施する小中一貫教育の推進に関わりがあるという意見があります。

そこで、市内全ブロックに導入してから10年を経過したこの機会に、これまでの制度運用を改めて検証し、今後のあり方の方向性を検討することとしました。

(2) 検証方法

総務課教育政策担当を事務局とし、市教育委員会事務局の関係課（教育指導課・支援教育課・スポーツ課）で構成する「学校選択制検証会議」（庁内会議）を開催し、これまで実施してきた「児童・生徒・保護者アンケート」、「教員アンケート」の結果を参考にしながら、2つの観点（①目的の達成状況②学校選択制の課題）から、これまでの制度運用について検証するとともに、学校選択制の課題の解決方法や、今後の学校選択制のあり方の方向性について検討しました。

次に、市教育委員会事務局の関係課に、小・中学校の管理職（校長・教頭）を加えた「学校選択制検証会議」を開催し、学校現場の声を反映するとともに、「地域（町内会）への聞き取り」結果を参考にしながら、さらに検証を重ね、本検証会議報告書を作成しました。



3 観点別の検証について

(1) 目的の達成状況【観点①】

ア 『保護者と児童の関わりを強め、学校や教育に対する関心や理解を高める。』

「保護者・児童の学校や教育に対する関心や理解」について、「児童・生徒・保護者アンケート」では、学校選択制を利用した保護者の33%、小6児童の14%は「関心が高まった」と答えています。

学校選択制により、活動が活発な希望する部活動がある中学校を選ぶことができたり、仲の良い友達と同じ学校に通うことができたりするなど、中学校に興味関心を持ち、中学校生活に意欲を持ってスタートすることができたことがうかがえます。

一方で、保護者の43%、小6児童の49%は「関心はなかった」と答えています。

この理由としては、「もともと指定校へ通うつもりだったため」となっており、毎年、約9%前後の方が選択制を利用していることと考えあわせると、多くの方は、家からも近い、もともとの指定校を選んでいるということが分かります。

なお、「教職員の熱意やチームワークのよさ」や「学校の伝統や校風」、「学校の特色ある教育活動」を理由に中学校を選んでいる保護者・児童は少数であり、学校選択制の導入当初に期待していたこととは違う目的で、保護者や児童に選ばれているという実態もあります。

保護者（全体）		小6児童（全体）	
関心が高まった	関心はなかった	関心が高まった	関心はなかった
平均 33%	平均 43%	平均 14%	平均 49%

（「児童・生徒・保護者アンケート」結果より）

イ 『選択される中学校の教職員側には、選ばれるようになることで、意識改革が求められる。』

「中学校の教職員側の意識改革」について、「教員アンケート」では、中学校の教職員の47%の方は「意識が変わったと思う」、51%の方は「意識が変わったと思わない」と感じています。

学校選択制という制度を導入してから、中学校では、これまで以上に小学校とのつながりを意識し、小学校への出前授業や小学生を対象にした部活動体験や学校説明会等のさまざまな取組を行ってきたことにより、中学校の教職員の意識が変わった部分もありました。

一方で、学校選択制によってのみ、意識改革が図られたのではないということも考えられます。それは、校内マネジメントモデルをもとに学校運営の改善を図ったり、学校いきいき事業を利用して中学校についての情報発信を行ったり、各種の研修を受講することなど、各学校長のリーダーシップのもと教職員自身の努力により意識改革を行ってきたという面もあるからです。

意識が変わったと思うか	
そう思う	そう思わない
47%	51%

(「教員アンケート」結果より)

ウ 『それらが相乗的に作用することで、学校の活性化につなげていく。』

「相乗効果による学校の活性化」について、「教員アンケート」では、中学校の教職員の44%の方は「学校が活性化したと思う」、53%の方は「学校が活性化したと思わない」と感じています。

これは、目的の二番目の教職員側の意識改革と同様に、学校選択制のみで学校が活性化していると捉えていないことがうかがえます。すなわち、教育委員会が「学校いきいき予算」や「学校研究委託事業」等の施策を推進してきたことや各学校のさまざまな取組と努力により学校を活性化させてきたと、教職員は捉えているからです。

中学校が活性化したか	
そう思う	そう思わない
44%	53%

(「教員アンケート」結果より)

(2) 学校選択制の課題【観点②】

ア 通学区域の広範囲化

学校選択制により、実際の通学区域が広範囲に広がってしまうため、他学区から通学している生徒については、現在も「通学路の安全確保」、「災害時における学区外の生徒の帰宅方法」、「家庭訪問や生徒指導の広域化」などさまざまな課題があります。

特に、東日本大震災を契機に、災害時の安全対策の必要性について教職員の間では強く認識されており、通学時の安全確保については、日常的に担保されなければならない重大な課題であると捉えています。

No.	変更校	本来学区の 小学校数 (A)	本来学区以外の 小学校数 (B)	合計 (A + B)
1	追浜中	3	3	6
2	鷹取中	1	3	4
3	田浦中	3	4	7
4	坂本中	4	3	7
5	不入斗中	2	2	4
6	常葉中	2	—	2
7	公郷中	2	4	6
8	池上中	1	1	2
9	衣笠中	2	1	3
10	大矢部中	3	0	3
11	大津中	4	11	15
12	馬堀中	3	5	8
13	浦賀中	4	—	4
14	鴨居中	2	1	3
15	岩戸中	2	1	3
16	久里浜中	5	10	15
17	神明中	3	9	12
18	野比中	3	0	3
19	北下浦中	2	1	3
20	長沢中	3	2	5
21	長井中	1	0	1
22	武山中	3	1	4
23	大楠中	2	0	2

※本来学区以外的小学校数 (B) は、平成 27 年度の実績数

イ 中学校の学校規模の偏り

近年、学校選択制により、小規模校（3～11 学級）の生徒数が減少する傾向にあります。

このことは、学校規模が偏ることを示しており、学校規模の適正化の観点からも、望ましくない方向に向かっているといえます。

なお、学校選択制を導入した直後は、小規模校の生徒数が増加し、適正規模校の生徒数が減少する傾向だったため、特に課題とは捉えていませんでしたが、現在の状況については、非常に大きな課題であると捉えています。

実施年度	小規模校数	「減」校数*	増減0校数*	「増」校数*
平成 16 年度	10	4	—	6
平成 17 年度	9	3	1	5
平成 18 年度	8	2	—	6
平成 19 年度	10	6	—	4
平成 20 年度	9	4	—	5
平成 21 年度	10	5	—	5
平成 22 年度	10	6	—	4
平成 23 年度	11	6	—	5
平成 24 年度	9	6	—	3
平成 25 年度	9	5	—	4
平成 26 年度	10	7	—	3
平成 27 年度	9	7	1	1

* 「減」校数・増減0校数・「増」校数の定義

- ・「減」校数は、他学区からの人数（増）よりも他学区へ的人数（減）が上回った学校の数。
- ・増減0校数は、他学区からの人数（増）よりも他学区へ的人数（減）がイコールの学校の数。
- ・「増」校数は、他学区からの人数（増）よりも他学区へ的人数（減）が下回った学校の数。

	学校名	他学区からの 人数（増）	他学区へ の人数（減）	増減
「減」校数	A 中学校	7	△10	△3
増減0校数	B 中学校	7	△7	0
「増」校数	C 中学校	7	△2	5

ウ 地域との関係の希薄化

一般的には、学校選択制により、地域との関係が希薄になると言われており、一部の地域では、学区外の中学校に通学している生徒と住まいの地域との関係性が薄くなっているという声も聞かれます。

しかし、本市においては、学校選択制を導入したために地域との関係が希薄になったということは、「地域（町内会）への聞き取り」結果からは一概には言えない状況にあります。

一方、このまま学校選択制を継続した場合、地域との関係性が薄くなっていくのではないかと心配する声もあり、そういう意味では、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育てていくことを「目指す子どもの教育の姿」としている本市においては、懸案事項になっていると捉えています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・中学生になれば、部活動や習い事等により、地域の行事等に参加しなくなることが多いが、小学生の頃から地域と関わっている子どもは、地域の行事等に参加する傾向がある。 |
| <ul style="list-style-type: none">・他学区の中学校に通学していても、お祭り等の際には、地元の中学生在が多く集まる地域もある。 |

（「地域（町内会）への聞き取り」結果より）

4 小中一貫教育について

平成 28 年度から始まる小中一貫教育は、「中学校ブロック」内の小学校と中学校、そして、その地域とのつながりを重視する施策であるため、小中一貫教育の中学校ブロック外の中学校への変更が可能になる学校選択制については、速やかに解消していく必要があると認識しています。

(例) 追浜小学区の場合、指定中学校は、追浜中学校になりますが、学校選択制により、鷹取・田浦中学校に変更できます。

(小中一貫教育の中学校ブロックの編成)

No.	中学校ブロック	小学校
1	追浜中	追浜小・夏島小・浦郷小
2	鷹取中	鷹取小
3	田浦中	船越小・田浦小・長浦小
4	坂本中	逸見小・沢山小・桜小・汐入小
5	不入斗中	豊島小・鶴久保小
6	常葉中	諏訪小・田戸小
7	公郷中	公郷小
8	池上中	池上小
9	衣笠中	城北小・衣笠小
10	大矢部中	大矢部小・森崎小
11	大津中	山崎小・大津小・根岸小
12	馬堀中	走水小・馬堀小・望洋小
13	浦賀中	大塚台小・浦賀小・高坂小
14	鴨居中	小原台小・鴨居小
15	岩戸中	岩戸小
16	久里浜中	久里浜小・明浜小
17	神明中	神明小
18	野比中	栗田小・野比東小
19	北下浦中	北下浦小・津久井小
20	長沢中	野比小
21	長井中	長井小
22	武山中	富士見小・武山小
23	大楠中	荻野小・大楠小

5 今後のあり方の方向性

(1) 結論

【観点①】「目的の達成状況」について、保護者・児童をみると、一部には、学校選択制により、中学校に興味関心を持ち、中学校生活に意欲を持ってスタートすることができた方がいます。

また、中学校の教職員をみると、学校選択制により、小学校のつながりを意識し、さまざまな取組を通して意識改革ができたと感じている方がおり、それらが相乗的に作用することで、学校の活性化につながったと思う方がいます。

一方で、中学校の教職員の意識改革を進めた理由や、学校の活性化を進めた理由が学校選択制だけではないため、その目的を達成していないと捉えている部分もあります。

また、【観点②】「学校選択制の課題」について、通学区域の広範囲化、中学校の学校規模の偏りなど、さまざまな課題が発生し、中学校を取り巻く教育環境に大きなマイナスの影響を及ぼし始めていることも分かりました。特に、東日本大震災を契機に、災害時の安全対策の必要性や通学時の安全確保については、重大な課題であると捉えています。

そして、平成28年度から「小中一貫教育」が全校で実施されます。小中一貫教育は、小学校と中学校の教職員が義務教育の9年間を一体ととらえて、子どもの学びを豊かにしようとするものです。

その期待する成果としては、子どもの「学力向上」や「自尊感情の高揚」、「人間関係の不安の減少」、「問題行動等の発生件数の減少」などがあげられます。

また保護者には、「学校への理解の深まり」、「信頼関係の向上」を、地域には「学校への理解と支援」、「地域の関係づくりの機会」を期待しています。

さらに、教職員に対しては「教職員の意識の変容」や「小中学校間の共通理解の深まり」、「児童生徒理解の深まり」、「指導内容・指導方法の工夫・改善」、「授業力の向上」が期待されており、これらはまさに、学校選択制の目的である「学校や教育に対する関心や理解を高めること」や「教職員側の意識改革とともに学校の活性化」につながっていくものです。

今後、ますます学校が地域の拠点としての役割を求められ、地域とともに9年間の中で子どもたちを育てていくという考え方のもと、「小中一貫教育」を全校で進めていく中では、これまでの「学校選択制によって期待されていた効果」は「小中一貫教育」の実施にその役割をゆだねていくことがよいのではないかという結論に至りました。

(2) 学校選択制を廃止した場合の留意点

「児童・生徒・保護者アンケート」結果より、学校選択制を利用している方は、「学校の近さ・通学のしやすさ」、「仲のよい友達と同じ学校」、「部活動の状況」という理由で選んでいることが多いということが分かりました。

そのため、学校選択制を廃止にした場合、これらの理由で中学校を変更していた方への配慮が求められます。

学校を選んだ理由（多い順）			
	1 番目	2 番目	3 番目
小6 児童	仲のよい友達と 同じ学校	部活動の状況	学校の近さ・ 通学のしやすさ
小6 保護者	学校の近さ・ 通学のしやすさ	仲のよい友達と 同じ学校	部活動の状況
中1 生徒	仲のよい友達と 同じ学校	学校の近さ・ 通学のしやすさ	部活動の状況

（「児童・生徒・保護者アンケート」結果より）

(3) 解決方法

ア 「学校の近さ・通学のしやすさ」

これまで、現行の通学区域において、指定校よりも近くに学校がある方や、通学路の関係で、学校選択制により中学校を変更してきた方がいました。

現在、通学区域が複雑に入り組んでいる地域や、指定校よりも近くに学校がある地域、通学距離が遠い地域がありますので、別途実施している「適正規模・配置適正化事業」の中で、通学区域や指定変更承認地域の見直しを図り、原則的には、自宅から一番近い学校が指定校になることを目指して、検討していきます。

しかしながら、諸般の事情により、当該地域において通学区域の見直しが実現できなかった場合は、「学齢児童生徒の就学に関する取扱規程」第8条により、指定校よりも近い中学校に変更することができますので、これにより解決をしていきます。

イ 「仲のよい友達と同じ学校」

これまで、小学校時代の「友人関係」を理由に学校選択制を利用してきた方がいました。

学校選択制を利用することにより、中学校生活の不安の解消につながっていったと思われます。今後は、「小中一貫教育」の本格実施により、小学校と中学校の教職員が小中学校の9年間を一体としてとらえ、子どもたちが安心して中学校に進学できるようにしていきます。

また、各学校や教育委員会の窓口で各種相談体制を推進していますので、人間関係の困りごとについては、これらを通して解決を目指していきます。

なお、中学校進学に関しては、「市立小・中学校指定変更就学承認基準」により、就学する中学校を変更できる場合があります。

(市立小・中学校指定変更就学承認基準)

1	指定変更承認地域
2	身体的理由がある場合
3	転居後も継続して在籍していた学校へ就学する場合
4	転居が確実で学期当初から転校希望の場合
5	住民登録が異動できない場合（債権取り立て等）
6	留守家庭児童解消を理由とする場合（小学校のみ）
7	再三転校してきた経過があった場合
8	いじめのため転校を希望した場合
9	兄弟関係の配慮を必要とする場合
10	不登校が明らかに予測される場合
11	特別支援学級入学の場合
12	その他教育的配慮が必要な場合（性格、指導、環境等）

ウ 「部活動の状況」

これまで、指定校に希望する部活動がない場合等で、希望する部活動がある中学校に進学したいというときに、学校選択制を利用してきた方がいました。

現在、この理由で中学校を指定変更できる方法はありませんので、指定校に希望する部活動がない場合に限り、中学校を変更できるよう、今後、「市立小・中学校指定変更就学承認基準」の追加を検討する必要があるのではないか、というご意見があります。

しかしながら、本市では、部活動の顧問の在籍年数保証がないことや子どもの数が減少している中、部活動の存続が難しい状況があることから、仮に中学校を変更して希望の部活動がある中学校に入学したとしても、希望する部活動の活動ができないということも考えられます。

これらのことから「市立小・中学校指定変更就学承認基準」への追加については、少子化時代における今後の中学校の部活動のあり方を検討することと併せて、慎重に検討することが求められます。

6 おわりに

これまで、指定された中学校に行くことが当たり前だった中で、「学校選択制」という制度を通じて、保護者や小6児童の中学校や教育に対する関心や理解を高め、中学校の教職員の意識改革を図り、学校の活性化につなげようとしてきました。

今後は、本市の目指す「横須賀の子ども像」である「人間性豊かな子ども」や、「目指す子どもの教育の姿」である「学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、信頼し、協力しながら、横須賀の子どもを育てる」ことを実現するために、新たな「小中一貫教育」の展開を通じて、確実に歩みを進めていくべきと考えます。

7 参考

学校選択制検証会議の開催日・議題

	開催日	議題
第1回（係長級）	平成27年2月24日	●成果や課題の整理 ●今後のあり方の検討
第2回（係長級）	平成27年3月6日	●報告書（たたき台）の作成
第3回（課長級）	平成27年3月23日	●報告書（たたき台）の検討 ・部活動の取り扱い ・実際の変更理由 ・小中一貫教育との関係
第4回（課長級）	平成27年4月28日	●報告書（案）の作成 ・地域へのヒアリングの検討 ・部活動の取り扱い ・今後のあり方の検討
第5回（小中学校）	平成27年10月29日	●報告書（案）の検討 ・小中一貫教育との関係 ・学校規模の傾向の変容 ・地域へのヒアリングの結果 ・指定変更との関係 ・小中学校の適正化との関係
第6回（小中学校）	平成28年2月12日	●報告書（案）の検討 ・小中学校の校長会・教頭会の意見 ・学校規模の傾向の変容 ・部活動の取り扱い ・目的の達成と成果の関係 ・小中一貫教育との関係 ・今後のあり方の検討
第7回（小中学校）	平成28年3月22日	●報告書（案）の検討

※検証会議の事務局は、総務課教育政策担当が行った。

※係長級・課長級の会議には、教育指導課・支援教育課・スポーツ課から当該役職者が出席した。

※小中学校の会議は、課長級の会議メンバーに加え、小中学校の校長会・教頭会の代表者が出席した。